

吹田市精神障害者通所型障害福祉サービス事業補助金について

1 事業概要

精神障がい者の通所型障がい福祉サービスの利用促進及び安定利用を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する通所型障がい福祉サービスを実施する市内事業者に対し、助成を行います。

2 対象となる通所型障害福祉サービスの種類

障害者総合支援法に規定する生活介護、自立訓練及び就労継続支援 B 型

3 補助要件

市内の通所型障害福祉サービス事業者のうち、次の①及び②の要件を全て満たす事業とする。

- ① 精神障がい者に該当する利用者数の全利用者数（※1）に占める割合が2分の1を超えていること。
- ② 市長が定める従業者の配置基準（※2）を超える数の従業者（加配従業者）を配置していること。

※1 全利用者数：吹田市以外の市町村の支給決定も含む当該月の利用者数

※2 別紙「従業者配置基準表」参照

4 補助金額

加配従業者の人件費 又は 月額260,467円に加配従業者の人数を乗じて得た額のいずれか少ない額（1円未満の端数は切り上げ）

※ 高次脳機能障害支援体制加算を取得できる場合は、当該加算報酬額分を補助金額から控除します。

5 提出書類

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 補助要件確認書 1（生活介護・自立訓練用）又は 2（就労継続支援 B 型用）
- (3) 利用者一覧
- (4) 加配対象職員給与一覧
- (5) 給与等明細書又は給与等台帳の写し
- (6) 法定福利費内訳表
- (7) 勤務実績一覧表
- (8) 補助金交付請求書
- (9) 事業実施届出書（年度当初のみ）
- (10) 事業計画書（年度当初のみ）
- (11) 事業実績報告書（年度末のみ）